

財政の健全化判断比率・資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、この比率により「健全段階」、「早期健全化団体」、「財政再生団体」の3つの段階に区分され、早期健全化団体や財政再生団体になった場合は、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。

■健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日吉津村	—	—	11.6	38.0
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	—

実質赤字比率

連結実質赤字比率

日吉津村は決算が黒字のため、赤字比率は該当がありません。

実質公債費比率

平成23年度は、普通交付税の増加などの原因により、前年度の13.2%に比べ1.6ポイントと大幅に好転しております。今後も、起債の抑制等により更に適正な公債費管理に努めていきます。

将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指数です。

平成23年度は、基金の増加などにより前年度の77.8%に比べ39.8ポイント改善しました。

■資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業	—	20.0

資金不足比率

各公営企業（日吉津村では下水道事業のみ）の資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成23年度の下水道事業では、資金不足が生じていないため、資金不足比率は該当がありません。